
プロジェクト 時価の算定に関する会計基準

項目 第 165 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 165 回金融商品専門委員会（2021 年 4 月 5 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定

2. 未公開株式に投資する投資信託を、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として分類してきた企業は相応にあると認識しており、そうした企業は本適用指針により、時価評価することで貸借対照表価額が変わるなどの影響を受ける。こうした影響は、時価の算定の論点に止まらず、調整表の要否や適用時期の論点にも影響するなど広がりがあるため、このような状況を考慮して今後の対応を検討頂きたい。
3. 基準価額を時価とする取扱い又は時価とみなす取扱いを適用するための要件を継続して充足していることの確認についてのコメントに対し、対応案は確認の頻度の問題として記載されているが、継続的に確認を行うか否かの問題であるため、その点を踏まえて、対応を再度検討頂きたい。
4. 上場しているものの金融商品取引所等の市場での取引量は僅少で、実際には相対取引がされている投資信託の場合、金融商品取引所等の市場での取引が僅少でも形式的には公開草案のフローチャートの「市場における取引価格がある」に該当することになると考えるが、本来的には相対取引での価格が時価になるのではないか。
5. 時価の定義は、市場参加者間での出口価格という点にあるが、発行体と保有者の間の限定された条件である解約価格を「時価」に該当すると言い切ってしまうてよいのか、考え方を確認したい。
6. 時価の算定日と基準価額の算定日の間が短いとする例示期間について、必ずしも 1 か月に限定されないものの、3 か月程度とまでは書かないのであれば、結論の背景において「通常は 1 か月程度」と定めた考え方を説明するなどの工夫が必要と考え

る。

7. 今回の審議で取り上げていないコメントのうち、重要な制限がある場合に該当しない例示及び海外の投資信託の基準価額の利用に関する定め of 文言の見直しを提案するコメントについては、議論になる事項でもあり、対応について検討頂きたい。

投資信託財産が金融商品である投資信託における注記

8. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しなくなった場合における時価算定会計基準第 10 項の注記の要否についてのコメントに対する事務局の対応案において、調整表の開示をすることが前提で記載がされているが、調整表の要否が検討中であることを踏まえると、記載が不適切ではないか。
9. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、その取扱いができなくなった場合は、時価算定会計基準第 10 項における評価技法又はその適用を変更する場合にあたるかの理解でよいか。実際には、海外の投資信託を組み込んでいる投資信託において、その投資信託の基準価額が入手できなくなった場合などが想定される。

投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定

10. IFRS 適用企業においては、私募リートを重要性なしとして時価をレベル 2 にしているケースがあると認識しているが、本適用指針の改正案では私募リートは重要な解約制限があるとの前提に立っているため、こうした考え方により IFRS で当該投資信託の時価のレベルは本来レベル 3 であるべきでないかと、IFRS の取扱いを変更すべきという議論が生じている。IFRS 第 13 号に基づいた投資信託の時価を見直すことにはならない旨を確認するコメントもあるが、本来的には本適用指針の改正によって IFRS で適格に処理した取扱いを変更する必要はないと理解しており、その旨を明確にできないか。
11. 私募リートについて重要な解約等の制限があることが一般的と考える人がいる一方、そう考えない関係者も相応に存在するため、もし重要な解約等の制限が一般的であるという前提に立つのであれば、その旨を明確にしないと、取扱いが区々になるおそれがある。
12. 私募リートも基準価額を時価とみなして貸借対照表価額とできることとしている本適用指針の改正案の取扱いは、実務に配慮されたものであると考えており賛成する。私募リートについては、上場リートのように基準価額が日々公表されることはないものの、一定期間ごとには算出されて投資家に通知されていると思われるため、本適用指針の改正案の取扱いが投資家にとって実務上の困難性を生じさせること

はないと考えている。そのため、投資家の買い控えに繋がる懸念があるとのコメントについては疑問がある。

13. 投資信託財産が不動産である投資信託について、時価算定日の直前に算定された基準価額を用いることができる旨の記載を検討する事務局の対応案には違和感はないが、時価算定日における基準価額を時価とすることが原則的な考え方である中、投資信託財産が不動産である投資信託についてのみ、そうした取扱いを認めることの考え方を確認したい。
14. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する要件である「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」という表現が分かりづらいため、時価の修正が必要かどうかということを確認にした表現に修正することで、基準価額を時価とする取扱いと時価とみなす取扱いの適用が区分しやすくなるのではないかと。

投資信託財産が不動産である投資信託における注記

15. 注記事項の十分性に関するコメントについて、投資信託財産が不動産である投資信託の基準価額の算定頻度が一般に半年ごとだとすると、基準価額の算定日は決算日から5か月程度乖離するケースも考えられるため、適用後レビューの実施を含め、情報開示の必要性について継続して検討しても良いのではないかと。

その他

16. 注記事項は金融商品時価開示適用指針で定めるべきとのコメントについて、事務局の対応案では公開草案を修正しないとしているが、時価算定基準適用指針に纏めて記載すると却って分かりづらいとの意見が関係者から聞かれているので、再検討頂きたい。
17. 基準価額を時価とみなす取扱いの適用を会計方針として取り扱うかどうか明確化を求めるコメントについて、事務局の対応案では個別に判断することが適切と考えられるとしているが、会計方針ではなく将来に向かって適用するという点で良いか確認したい。
18. 適用指針の基本的な考え方や趣旨が完全には伝わっていないように考える。投資信託自体の時価の算定においては、解約制限などその投資信託自体の特性を考慮して時価を算定するの必要があり、投資信託財産の評価額の単純な合計額が時価となるわけではないといったことや、個々の投資信託財産の評価において、時価算定会計基準に基づいていることを要件にはしていないといった審議資料における記載を、結論の背景に丁寧に記載してはどうか。

審議事項(2)-3

以 上